

運営会議 (旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) における
課題整理状況
(第45回 全体会 資料)

2025/12/10

分冊⑧

【行政の仕組】

※課題No. 下の () 内は課題提出年度

※課題に関わる施策内容がさっぽろ障がい者プランに掲載されたため、一旦協議会での取組み終了。

◎第30回札幌市自立支援協議会全体会で、各区地域部会に対し、年1回程度の行政との合同会議開催に関しては、各区の状況に合わせて必要に応じ開催。内容については全体会にて報告していくことが承認。

No. (年度)	じれい 事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	だれ 誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
13 (H24)	各区保護課における制度説明や保護基準への理解が統一されていない。(東区13)	●市に生活保護制度における統一した運用の確立を求める。 ●支援者の制度周知に取り組む。	【課題整理】 ・「行政の仕組み」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性(案)を検討中。まずは、行政の仕組みとして上がっている課題と同様の区役所での対応に差がある事例がなかったか地域部会等を通してアンケートを実施。更に行政を対象としたアンケートと、区役所を訪問してのインタビューも実施し、行政の囲り感のを把握と、研修などの枠組みを検討していく予定。各区域部会で、年に1回以上行政との情報交換や悩み交換の企画開催を、地域部会連絡会で提案した。	第28回札幌市自立支援協議会全体会で、各区地域部会に対し、年1回程度の行政との合同会議開催を提案し承認された。 ⇒行政との意見交換については、地域部会連絡会にて、随時進捗状況について報告の機会を設けていたが、各区特段積極的意見交換はなかった。改めて意見交換会を行うことについては各区の状況に合わせて行っていくことを平成30年5月9日の全体会で報告、承認された。 ⇒平成30年5月28日の運営会議で「意見交換会の場は改めて設定しないが、必要に応じて各地域行政担当者とやりとりは行っており、しばらくはその方向で進める」ことが確認される。 ※一定の改善がみられたため、一度協議会としての取組み終了。	主：行政の仕組

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	だれ 誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
34 (H25)	〇対応区によってサービスの決定内容支給量に違いがあり、どの基準により支給されているのか不透明な部分がある。 〇区によってサービス決定の違いがある現状を改善してほしい。 〇現在の福祉サービスの支給量では足りないケースが多い。 〇また国への支給量増加に対して提言を行ってほしい。 〇区分認定結果に違いがありすぎる。(手相区5)	●各区によって福祉サービスの支給決定内容を統一してほしい（特に居宅ヘルパーの時間数） ●支給量の増加 ●申請から審査結果が出るまでの期間が空いてしまうので、ある程度の利用開始日の目安や、遅っての決定が出されるとサービス利用も早くから進められる	【課題整理】 ・「行政の仕組み」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性（案）を検討中。まずは、行政の仕組みとして上がっている課題と同様の区役所での対応に差がある事例がなかったか地域部会等を通してアンケートを実施。更に行政を対象としたアンケートと、区役所を訪問してのインタビューも実施し、行政の図り感のを把握と、研修などの伴組みを検討していく予定。各区域部会で、年に1回以上行政との情報交換や悩み交換の企画開催を、地域部会連絡会で提案した。	・全ての障がい福祉サービスの支給決定量の件ではないが、平成30年度より札幌市にて「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」が設置され、重度訪問介護の個別的な支給決定について論点の一つとなっている。 ・平成31年3月に「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/documents/arikatakentouka_ikenkyo.pdf	主：行政の仕組
56 (H26)	脳梗塞後遺症にて左上下肢不全麻痺、症候性てんかん、高次脳機能障がいの診断にて精神保健福祉手帳3級持、身障手帳は取得できず。小刻み歩行で輪回に転倒し、た際には近隣住民の助けを借りないと起き上がりれない状況。こころのセンターの判断で「てんかん」と身体状況との因果関係が認められず、障害支援区分はついても精神でのサービス利用は不適切という判断でサービス利用できず。（相談24）	障害支援区分は付くが、サービスの支給決定が受けられないという問題。	【課題整理】 13の見解と同じ	※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。	主：行政の仕組

No. (年度)	じれい 例 事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
れい No. 68 (H26)	だれ 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	だれ 誰が が何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
	こうどうしようがい、つよ 行動障害が強くあり、変化に対して脆弱で、支援方法や人 (ヘルパー) が変わることで不穏になってしまふ自閉症のある方について、今まで移動支援を利用していたが、サービスの更新をきっかけに区役所から行動援護に切り替える通知があった。しかし、今までサービス提供をしていた事業所では、行動援護を実施できるヘルパーが限られており、今までのようなサービス提供ができないという話になってしまった。事業所を変更するなどと、支援方法や人が変わってしまうまい、精神的不穏や行動障害の悪化を家族は心配し、困っている。(相談)	いどうしえん しきゅう 移動支援の支給について ①家族と支援者で区役所に事情を話しに相談に行く。 通常であれば、相談室として、行動援護を実施できる事業所を探していくということを考えられるが、本人の特性を踏まえた場合、事業所を変更することで、例え引き継ぎをしたとしても支援方法や人が変わる等の多くの変更により、精神的不穏や行動障害の悪化が想定される事案について、安易に事業所を探して変えるということは待避とは考えられない。 ②区によっては個別の事案について移動支援から行動援護の切り替えについて、柔軟に対応しており、ニーズや支援の必要性を検討する中で、移動支援のまま支給されている状況がある。希望する支援をできるだけ受けることができるよう、長期的には行動援護に切り替えることができる体制を整えつつ(サービス利用計画に盛り込む等)、移行期間としてとらえながら移動支援の支給決定していくのはどうか。	【課題整理】13の見解と同じ	いってい かいざん いったんようさかい とりく しきゅうりょう ※一定の改善がみられたため、一時協議会としての取組み終了。	主：行政 副：移動

No. ねんど (年度)	じれい ちんだいて いき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題	うんそいかい きゆう かだい さいり さる じく くとも ー も 運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	けつか 結果	カテゴリ
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	だれ 誰が 何を いつ どのように	うんそいかい きゆう かだい さいり さる じく くとも ー も 運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
74 (H27)	<p>障がい者虐待応について 札幌市障がい者虐待相談窓口の夜間・休日の緊急連絡先に連絡したが、返事があるまで2時間も待たされたのち、緊急一時保護となった。なお、警察にも被害届を出し、精神科の医師の診察も受けている。</p> <p>障がい者虐待の緊急一時保護としてどうにか一泊させてもらえたが、ショーツステイなどで部屋が空いていなければ、行くところもないところであった。どの施設においてもベッドを提供しているだけで、精神的にフォローする人は誰もいなかった。（東区）</p> <p>※個別ケースのため詳細は記載しません。</p>	<p>〇〇いつ起こるか分からない障がい者虐待に対し、スムーズに対応できる体制が必要であり、障がい者虐待対応のマニュアルが整備されているはずだが、今回の事例では機能していないかった。</p> <p>〇〇虐待を受けた人を、速やかに保護できるところを整備する必要がある。</p> <p>〇〇虐待を受けた人に対し、精神的にフォローできる人を配置する必要がある。</p> <p>〇〇今回は、通所している事業所が中心となって、どうにか保護できたりが、支援者がいない場合の対策を考えて欲しい。</p> <p>【部会の意見】</p> <p>虐待を受けた障がい者の精神的フォローのため、精神科受診を最優先すべき。</p> <p>障がい者が孤立しないため、虐待の温床にしないため、障がい者が外部とのつながりを保つことが大切で、虐待に限らず根本的な課題である。</p>	<p>【課題整理済】</p> <p>障がいへの対応を、DV防止法の仕組や、犯罪被害者への対応などにも広める必要もある</p> <p>弁護士や行政を含めて、法律と対応の可能性の整理をしたい</p> <p>障がい福祉課の担当者にも伝える</p> <p>そもそも、単身生活している障がいのある方がどこにどれくらいいるのかが分からない</p> <p>～札幌市も平成28年に、住基や障害者手帳、介護保険、DVなどのシステムがつなぐ予定</p> <p>東区地域部会での進捗もあれば、まちプロに情報提供お願いい。</p> <p>かだい たいおう しゃかいしげん しりょうしゃく ひがしくいちきぶくい 課題に対応できそうな社会資源の資料収集し東区地域部会に情報提供。</p> <p>札幌市の障がい者虐待防止ネットワーク設置</p> <p>ほか ぎょうせい しきみ かだい べつ たいおう ※他の「行政の仕組」課題とは別の対応をする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）を訪問し、意見交換。 さくらこの方を講師とした、区役所の担当職員等を対象とした研修開催。 <p>【虐待防止ネットワーク会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的に開催中。（～令和6年度継続中） 区担当職員の研修の開催については未確認。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年9月9日に札幌市委相談支援事業所と札幌市各区保健福祉課職員を対象とし、合同で虐待防止研修が開催された。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市要保護児童対策地域協議会より各区地域部会へ会議への出席を求める動きがあった。 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会好事例集にこの課題に関する取組みについて掲載された。 https://www.city.sapporo.jp/shogafukushi/tiikijiritusien/documents/koujireisyuu.pdf <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策1に「差別解消・権利擁護の推進・虐待の防止」が示されている。 https://www.city.sapporo.jp/shogafukushi/keikaku/ <p>いつい かぜん いたたんきよざかい とりくみ じゅうりうさ ※一定の改善がみられたので、一旦協議会としての取組み終了。</p>	<p>主：行政の仕組</p>

No. ねんど (年度)	事例、問題提起、困りごと	かだい 課題	うんそいかいざきゅう かだいせいりふるじめくとちーじ 運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	けつか 結果	カテゴリ
れい 例	だれがなにこま 誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	だれ 誰が なに 何を いつ どのように	うんそいかいざきゅう かだいせいりふるじめくとちーじ 運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けたけつか 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有す る。	主に行政 の仕組
79 (H28)	<p>①障がい者虐待の事例（40代、身体障がい／事業者からの経済的虐待疑い） 援助の実施者が市外。グループホームに居住。事業者からむの経済的虐待の疑いがある事例。</p> <p>区に報告した後、特に情報がなくどのように取り扱われて いるかがわからない。</p> <p>マニュアルの解釈のしかたに違いがあるように感じる。そ のため、支援の方針性にもずれが出てくる。</p> <p>②児童虐待の事例（母：30代、精神障がい・長男：小 さな男の子、次男：3歳・三男：0歳） 定期的に児童相談所、保健センター、学校、保育園、福祉 サービス事業者と個別支援会議を開催している事例。 要保護児童対策協議会と個別支援会議の間での情報の取り 扱い方がわからない。</p> <p>（個別支援会議の情報は必然的に要対協にあげられるが、 要対協での内容は個別支援会議には下りてこない。）【相 談】</p>	<p>【課題】 行政機関と障がい福祉サービス事業者（相談支援事業所含む）間の情報の取り扱い方と守秘義務の考え方について。</p> <p>【考え方される解決策】 <ul style="list-style-type: none"> 行政との障がい者虐待防止研修開催 個別支援担当主査と相談支援事業所で勉強会（虐待対応マニュアルの解釈、役割や実際の動き方について） <p>必要に応じてマニュアルの見直しも検討。</p> </p>	<p>【課題整理済】3.4の見解と同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題意識を伝え、行政内部での課題検討を事業者側の制度理解も必要 	<p>【虐待防止ネットワーク会議】 ・No.74の記載と同様。</p> <p>【令和元年度～令和2年度】 ・No.74の記載と同様。</p> <p>【参考】 「障害者虐待防止の更なる推進」について 運営基準に以下の内容が令和4年度より義務化された。</p> <p>①従業者への研修実施</p> <p>②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置すると共に、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する</p> <p>③虐待の防止等のための責任者の設置</p> <p>⇒令和6年度　障害者総合支援法改正において、①～③の施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算を創設。</p> <p>【令和6年度】 ・No.74の記載と同様</p>	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	だれ 誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
100 (H29)	視覚障がいの方に区役所から送付される書類（サービス更新のお知らせ等）について、点字印刷されたものが送付されおり点字を習得されている方の大きな助けになっているが、視覚障がいの方の中には、中途障がいの方も多く、点字習得されていない方も多い。実際に中途視覚障がい者から「点字書類を送られてきてもわからない」との相談を立て続けに2件ほど受けた。【相談】	【課題】 視覚障がい者に対する札幌市からの通知について。中途視覚障がい者への対応。 【考え方られる課題解決策】 〇視覚障がい=点字とせず、サービス申請時や手帳取得時に点字の習得について行政で確認、習得していない方へは電話やその他音声での情報提供をする。 〇SPコードがついていても読み上げ機械を所持していない人がいるので、情報提供をしていく（例：認定調査時など） ⇒合理的配慮の観点から必要では？ 〇ただし、上記の場合役所の職員自身が機械の情報をよくわかっていないので、勉強会を開くなど必要。 〇信頼する第三者（ヘルパー？）が伝えていく等の輸送システムを考える。	【課題整理済】 〇区役所の取扱い状況を確認 ・渋谷区では、点字送付希望者を名簿管理している。新たに希望する方がいれば登録をしていく。書類もすべてが点字にならなければではなく、案内封筒に点字シールをはつてあるだけで、中身は普通の文書になっている。区役所では、すべて点字の文書を作ることまでは、時間的にも人員的にも限界があるため、点字シールを貼るなど工夫してもらいたい。ともかくとも分かるように点字のテープ等を貼るなど工夫してもらいたい。 【令和2年度】 ・第3回全体会（令和2年12月 書面会議） 全体会構成委員より、視覚障がいの方には封筒の表に区役所から届いているものと分かるように点字のテープ等を貼るなど工夫してもらいたい。との意見あり。 ⇒（札幌市役所）点字シール付き封筒希望者として事前に登録いただいている方に対しては、各区保健福祉課から郵送する際に、封筒に部署名等を記載した点字シールを貼付しております。	・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。 【令和2年度】 ・第3回全体会（令和2年12月 書面会議） 全体会構成委員より、視覚障がいの方には封筒の表に区役所から届いているものと分かるように点字のテープ等を貼るなど工夫してもらいたい。との意見あり。 ⇒（札幌市役所）点字シール付き封筒希望者として事前に登録いただいている方に対しては、各区保健福祉課から郵送する際に、封筒に部署名等を記載した点字シールを貼付しております。	主：行政の仕組み 副：情報保障

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	だれが 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
70 (H27)	札幌市の障害者日常生活用具で、特殊マットの基準額は19,600円となっている。 医者からエアマットの使用を勧められ、特殊マットの申請を行ったところ、基準額が19,600円で基準額を超える物を貰うとしたら自己負担になりますと言われた。荷物があり、また瘦せていて一般的のマットだと痛くて眠れないので、自動で時間を設定した圧の切り替えをするエアマットを購入したところ、10万円以上の自己負担になってしまった。経済的にも余裕があるのでかなりの負担となつた。（東区）	特殊マットが必要で、特に荷物の多い方または予防が必要な方の自己負担を多額にしないよう、基準額を現状にあったものに、きめ細かく設定するなど改めてほしい。 また、日常生活用具全般について、現状に合った基準額に見直しをしてほしい。	【課題整理済】（カテゴリ変更による） ・他のまちの状況は？ →恵庭、北島、江別 共に 19,600 円（札幌市と同額） ・日常生活用具は、障害種別がハラハラだったり、構造が分かってないとならない →まず、まちプロに、日常生活用具の仕組みについて教えてほしい ・日常生活用具について検討する場がある？～無い。ただ要 求じゃなくて、アイディアを交換する場も必要では？～まち プロと係長の懇談は？ →担当の在宅福祉係との意見交換や提案の場の設定は可能 →相談支援部会が予定している意見交換と合わせて検討（事前に提案を含めた材料を各担当係に渡してから開催が良いかも） ・まちプロは怖いものじゃないことを市に知ってもらうことを、課の肝の、給付管理係と在宅福祉係には知ってほしい。	・札幌市重慶障がい者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱が令和4年3月3日に改正。令和4年4月1日から施行されている。介護・訓練支援用具の特殊マットの中、「荷物防止マット」が追加され、エアーマット（基準額85,000円）も給付対象となつた。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/documents/nisseiguyoko202504.pdf （札幌市重慶障がい者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱（最近改正令和7年4月1日） ※一定の改善、及び共有が見られたため、一旦取組み終了。	主：制度 (地域) 副：行政 (仕組)